江東区健康スポーツ公社公式X（エックス：旧ツイッター）運用要領

平成25年　6月13日
改正　令和　5年　9月　6日　5江健公管第375号

（目的）

第1条　本要領は、公益財団法人江東区健康スポーツ公社（以下、「公社」という。）関連情報X（旧ツイッター）アカウント（以下、「公社公式X（旧ツイッター）」という。）をスポーツ行事等における区民等への情報提供媒体として運用するため、必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条　本要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、次のとおり定めるところによる。

(1)　X（旧ツイッター）	インターネット上で140字以内の短い文章を、不特定のインターネット利用者に公開できるサービスをいう。
(2)　公社公式X（旧ツイッター）	公社が設置・運用するX（旧ツイッター）アカウントをいう。
(3)　アカウント	X（旧ツイッター）を設置・運用するために取得した権利及びユーザー名をいう。
(4)　ポスト（旧ツイート）	X（旧ツイッター）に記事を投稿する行為及び投稿された記事をいう。
(5)　フォロー	他のユーザーのポスト（旧ツイート）を常に自分が受信できるように、アカウントを登録することをいう。
(6)　リプライ	ツイッターを使っているユーザーからのポスト（旧ツイート）に返信することをいう。
(7)　リポスト（旧リツイート）	X（旧ツイッター）を使っているユーザーが投稿した文章を引用して発信することをいう。

（運用主体）

第3条　公社公式X（旧ツイッター）の運営主体は公社とし、アカウントの管理及びポスト（旧ツイート）の発信は公社が行う。

2　公社公式X（旧ツイッター）のアカウントは、以下のとおりとする。

(1)　江東区健康センター	koto_kc
(2)　江東区スポーツ会館	koto_supokan
(3)　深川スポーツセンター	fukagawa_sc
(4)　亀戸スポーツセンター	kameido_sc
(5)　有明スポーツセンター	ariake_sc
(6)　東砂スポーツセンター	higashisuna_sc
(7)　深川北スポーツセンター	fukakita_sc

（運用主体等の明示）

第4条 この要領で定められているアカウントの運営主体、発信内容及び発信方法について、公社公式X（旧ツイッター）のプロフィール欄に明示する。

（アカウント運用者の明示）

第5条 なりすましによる誤情報の流布を防止するため、運営主体として公社公式X（旧ツイッター）のアカウント名を公社ホームページに明示し、周知する。

（掲載内容）

第6条 公社公式X（ツイッター）では、以下の情報を掲載することとする。

(1) 公社が主催するスポーツ行事に関する開催又は中止等の判断

(2) その他公社が適当と認める情報

（フォロー、リプライ及びリポスト（旧リツイート）の制限）

第7条 公社公式 X（旧ツイッター）では情報配信のみを行うものとし、他アカウントのフォロー、リプライ及びリポスト（旧リツイート）は原則として行わないものとする。

ただし、政府機関、東京都、江東区、地方公共団体等の発信する公益性の高いポスト（旧ツイート）であり、かつ公社が必要と認めるものはこの限りではない。

（運用要領の変更）

第8条 本要領は必要に応じて変更するものとし、その場合は変更の旨とその内容を、公社公式 X（旧ツイッター）又は公社ホームページに明示し、周知する。

（その他）

第9条 その他、本要領の実施について必要な事項は、公社が別に定める。

附 則

この要領は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年9月9日から施行する。